

# 建設水道常任委員会会議録

平成16年6月11日午前9時00分から第一会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎中川 靖広                      ○飯高 昭二                      浅井 正八  
吉川 勝義                      木澤 正男

## 2. 理事者出席者

助 役	芳村 是	収 入 役	中野 秀樹
総 務 部 長	植村 哲男	都市建設部長	北村 光朗
建 設 課 長	堤 和雄	建 設 課 参 事	今西 弘至
同 課 長 補 佐	川端 伸和	観光産業課長	田口 好夫
同 課 長 補 佐	辻本 邦好	同 課 長 補 佐	永井 克育
都市整備課長	藤本 宗司	都市整備課参事	西田 哲也
同 課 長 補 佐	藤川 岳志	同 課 長 補 佐	佃田 眞規
同 課 長 補 佐	井上 貴至	上下水道部長	池田 善紀
上水道課長	水田 美文	同 課 長 補 佐	勝眞 基好
同 課 長 補 佐	井上 究	下水道課長	谷口 裕司
同 課 長 補 佐	角井 敏文		

## 3. 会議の書記

議会事務局長 浦口 隆                      同 係 長 猪川 恭弘

## 4. 審査事項

別紙のとおり

委員長 開 会（午前9時00分）  
署名委員 吉川委員、木澤委員

委員長 おはようございます。  
全委員出席されておりますのでただいまより、建設水道常任委員会  
を開会いたします。  
それでは、本日の会議を開きます。  
始めに町長が欠席のため、助役の挨拶をお受けいたします。芳村助役。

（ 助役挨拶 ）

委員長 まず最初に本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。  
署名委員に、吉川委員、木澤委員のお二人を指名いたします。

委員長 本日の審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。  
初めに本会議からの付託議案についてであります、議案第19号、  
斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたしま  
す。理事者の説明を求めます。

都市整備 それでは議案第19号、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例  
課長 について説明をさせていただきます。まず議案書を朗読いたします。

（議案書朗読、要旨朗読）

都市整備 以上の4箇所公園でございます。ご審査のほどよろしくお願いい  
課長 いたします。なお、既設の公園の状況の分かるものといたしまして、資  
料1を配布させていただいております。公園の位置関係につきましては配置図、面積、管理形態については一覧表に纏めさせていただいて  
おります。全体といたしまして、46箇所、公園として支出を行っているわけですが、このうち12箇所については国の名義、個人の名義、

神社、お寺の境内地を利用している公園というところがございます、残り 3 4 箇所公園についてが町有地ということでございます。ご参照願えればと思います。簡単ではございますけれども、斑鳩町都市公園条例の一部を改正する条例についての説明させていただきます。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

吉川委員 1 2ヶ所と 3 4ヶ所、その 1 2ヶ所の場所とここで都市公園と各大字にある広場等の町としての管理、補助金出してるのか色々あると思うんですけど、その差をどうなってるのか教えて下さい。

都市整備課長 1 点目の町有地外の状況でございますけれども、一覧表の番号で見たいと思うんですけど、大和川第 1 緑地、これは大和川河川敷という事で国土交通省が所管する場所という事でございます。5 番の神南公園、これについてはこれも国、財務省所管という事で占用させていただいているという事です。2 3 番三町子供の広場については個人さんの名義を借用されているという事です。そして 2 4 番幸前子供の広場については、幸前のお寺の境内地を利用されてるという事です。2 5 番高安子供の広場につきましても高安の天満宮を利用されている広場です。2 6 番服部子供の広場につきましても、個人さんの名義になっておりまして個人さんの土地を借用されている。2 7 番目安子供の広場、これは春日神社の境内地、2 8 番の北五子供の広場、これも春日神社の境内地という事です。2 9 番稲葉車瀬（1）子供の広場、これにつきましても白山神社の境内地を利用しているという事です。3 1 番南興留第 3 子供の広場につきましても、個人さんの土地を借用されている広場という事です。3 2 番稲葉車瀬（2）子供の広場という事になっています。これにつきましても、個人さんの土地を借用されているという事です。それから 3 6 番北庄子供の広場、これについては、紅葉寺、お寺の境内地を利用されているという事になっています。この公園の中で配置図で黒丸が全て自治会管理という事で

お願いしている公園になってございます。そして四角の部分が町が管理している公園という事で、都市公園条例に掲載させていただいている公園という事でございます。丸印の公園については全て遊具等の設置希望がございましたら、補助対象にさせていただいているという事です。なお、この全体の中でも遊具をそのまま設置してない公園というのは7ヶ所程度でございます。上宮遺跡公園も町管理ですけれども遊具ないわけです。7ヶ所遊具がないという状況でございます。

吉川委員 管理ですね、私は他ちょっと分からないんですけど、神南の場合も確かに国の土地でですね、しかし草引とか木の剪定とかみんな神南でやってるわけですか。そういう所と斑鳩町が全部やっている所はどこどこありますの。上宮とか大和川第1緑地はそうだと思うんですけども。

都市整備課長 全て町という箇所については、今委員がおっしゃっていただきました大和川の公園、上宮公園、並松公園、小吉田公園になります。神南公園につきましては地域の方で色々清掃等行ってもらっているわけですが、遊具等については町の都市公園条例という事でございまして、町の方で対応させていただいていると。また、今回西里公園につきまして新たに都市公園としてお願いするわけですが、実質上地元の方でボランティアで募っていただきまして、地元の方で管理をしていこうと、愛着をもった形で維持していこうというような事で地元で対応していただくというような状況になってございまして、できるだけ付近隣の公園等については、地元の方で清掃等については行っているという事で、大きな公園については町がやっているというような状況になっています。

吉川委員 聞きたかった事、先1つだけ言ってくれはってんけど、服部川ありますやろ、この3つ。この管理はどうなりますの。

都市整備  
課長

都市公園と今回お願いするわけですが、服部川も自治会編成が別途区画整理事業地内で、自治会編成をされるという事を聞いています。そうした事で今、服部の農住組合さんと管理について協議させてもらって、地元にて清掃活動等は管理していただくというように文書で交わさせてもらおかなど、農住組合の方と調整を図っております。新しく自治会できれば、その農住組合から新しい自治会に引き継いでもらうという事の調整を今行なっているという事です。

吉川委員

1ヶ所くらいだったら何とかかなと思うんですよ。しかし、あそこは何軒建ってるのか分かりませんが、この3つの所、余り年数経ってない時は、そうはないけれども、特に法隆寺第3団地に3つありますね、公園。これ、大変ですよ、管理していくの。下の草引くとかいうのはできるだけ地元でお願いしてもらって、しかしあそこにある木みんな剪定しはったら大変な金額になる。最近うちらでもそうなんですけれど、昔だったら木の上に乗ったり神社でも掃除するのに上に乗ったりしてもそう言われなくても、この頃ケガしたらどないするの、と言って大変なんですわ。私はこの中でもこの3つではなくて、他にも大きな木がある所があると思うんですよ、そんなのは町の方である程度補助金出すとか木の剪定は2年に1回でも切るとか、そういう管理はできないものか。

都市整備  
課長

委員ご指摘をいただいておりますように、法隆寺第3団地等、相当古く開発された団地内については年齢も高くなってきて、なかなか今言っておられましたように、高木についての管理をしていくというのが難しいというような声を聞かせてもらっている分はございます。できるだけ通常の維持管理については地元で対応していただきたい。逆に町有地ですからお願いをしていっていると。今言ってもらいましたように高木等、とても個人、自治会員さんの手では無理だという事については協議をさせてもらいながら、町の職員で対応した所もござい

ますし、シルバーさんをお願いするとか色々方法はあろうかと思いません。その辺については十分管理してもらっている自治会長さん、自治会と相談しながらやっていきたいと思っております。

吉川委員 課長の答弁いただきましたのでそれで結構だと思うんですけども、町として一定の基準と言うのか、一回検討してやはり公園も大事というのか、やっぱり緑も守っていかないといけないし、町の方で基本的な管理方法、私は検討していただくようお願いして終わります。

木澤委員 公園の管理の事について関連してお聞きしたいんですけど、以前どこか一般質問かどこか忘れましたが、質問がされていたと思うんですよね。公園に設置している遊具の定期点検についてどのような形で行なっていたかという事をお聞かせいただきたいと思えます。

都市整備課長 遊具の点検関係については毎年二回点検に出てもらってるんです。7月と12月に担当の方で出てもらって、遊具関係チェックして不具合が生じているという部分については自治会長さんに報告をいたしまして、すぐ対応しないとイケない、というような分については町の補助要綱もございますので、その辺で対応してもらえれば、という事でいつもそれを受けて自治会の方で補修をしてもらう、それで補助金を出させてもらっているような状況でございます。

木澤委員 管理いただいているのは町内全域という事でよろしいですか。

都市整備課長 はい。

委員長 他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決

することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第19号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

次に、議案第20号、斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長 斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご説明いたします。まず初めに議案書を朗読いたします。

(議案書朗読、要旨朗読)

建設課長 以上が説明であります。斑鳩町町営住宅条例の一部を改正する条例について、ご審査の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

飯高委員 以前に目安北団地の所で一部クラックが入ってた云々という事で質問させていただいたんですけれども、その後の経過についてちょっとお聞きしたいと思います。

建設課長 クラックの関係につきまして、当初の設計した業者と現場確認をいたしまして、大きなクラックもありますし小さなクラックも確認しております。これらについて今現在業者に指示をいたしまして、見積もりを徴集しているという状況であります。委員が申されているように、この修理はできるだけ早くするように現在準備中という事ですのでよろしくお願いいたします。

吉川委員　この前私がちょっと質問させてもらって、課長の方からは廃止になった後の利用方法、今の時点では利用方法は考えておらないという事だった。私、後また再質問しますと総務部長の方から出来るだけ早い時期にそういった計画を立てて有効に使っていくという回答をいただいておりますけれども、これはいつ頃までにやってもらえるのかお聞かせ願いたいと思います。

総務部長　いつ頃というはっきりとした、使うという方向については決めるという事がなかなか土地利用の問題でございますので、難しいという点はございますけれども、いずれにいたしましてもちゃんとした町の財産としての管理をしないとイケない。そうした中でやはり町が定める利用ができる間ですね、地元等の子どもさんとかに利用していただける方法も先般の一般質問でもお答えさせていただいた通りでございますので、そういった方向でご質問されている通りできるだけそれに答えるように、できるだけ有効な土地利用をするという事は慣用でございますので、そういった事を目指して参りたいと思います。いつまでに、という話については今の所個々の土地についてそれぞれ考えていかなければならない問題でございますので、今の段階では明言させていただくという事はできないという事です。

吉川委員　そういう考え方でおられるからどの事業についても私は遅れていくのではないかと思うんですよ。ある程度やっぱり目的持って、目的持って仮に1年かかってやろうと、しかし1年経ってできるものとできないものありますな。しかしやっぱり目的持ってやらないと、ただ、やろうやろうと思ってます、という事で、延ばされるのは質問している者にとってはたまったものではありませんので、ある程度目的をもってもらったら、やらないとイケない、それまでに何とか少しでも検討しないという事でやってもらえるけど、ただ早い時期にやりますねん、と言うだけだったら何事も解決していかないと思うんですよ。や



っぱり目的をもって決めて、何やったら先ほどおっしゃっている方法もありますし、方法1つでもそういう考え示してはるねんから、それ位だったらすぐにできると思うんですよ。だから時期は言えないという事ではなしに、何とかいつまでやるという事は言えませんか。

総務部長 いずれにしましてもその土地を放置するという事については、町の財産でございますのでもったいない、というのか有効な利用をすべきだと考えています。ちゃんとした計画を立てて、使うべきだと思いますので速やかに決めていかなければいけないと考えています。その間地域での暫定的な利用方法についても合わせしていく、という事も考えていかなければならないと思います。

吉川委員 それをいつ頃までにやってくれはりますの。

総務部長 庁内の会議でも有効な土地利用の方法について審議すると言いますか、契約について話し合いをいたしまして速やかにできるだけ早い時期に有効な利用法をおいていかなければならないと考えております。そういった事でいつまで、という事については今の段階において明言することは出来ないという事でご理解賜りたいと思います。

吉川委員 これ以上言っても無理だと思うんですけども、早い時期という事で答弁いただいておりますので、できるだけ早い時期に検討してもらうように要望だけしておきます。終わります。

委員長 他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第20号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第23号、平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について（その1）を議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課 議案第23号平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約  
長 の締結について（その1）であります。

まず、議案書を朗読いたします。

（ 議案書朗読 ）

下水道課 去る5月24日に郵便による制限付一般競争入札を執行した結果、  
長 奈良市三条町487番地（小山ビル）西松建設株式会社奈良営業所が落札し、2億9,925万円で契約の議決をお願いするものであります。添付いたしております地図をご覧くださいませでしょうか。

工事の概要であります。小吉田1丁目地内交差点にございます流域下水道竜田川幹線No.12接続点から町道405号線を北上し、国道25号線を横断、龍田神社前を経て錦ヶ丘住宅手前、長田住宅付近までの区間でございます。施工の規模は口径200mmから800mmの推進工及び開削工で延長734.8m、立坑築造工が8個所の幹線管渠築造工事で、工事予定期間は、議会の議決をいただき6月21日より平成16年3月17日までの270日間の予定をしております。

以上、簡単ではございますが、議案第23号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認たまわりますようお願いいたします。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員 単純にちょっと議案書を見せていただいて、3つの工事の違いですね、メートルの単価だけみると単価が違うように思うんですけども、ちょっと私分かりにくいのでその違いを簡単に説明していただきたいと思うんですけども。

下水道課長 例えば同じ位の規模の施工延長に関しましても、金額的に差があるというような事もたまにございます。そういった事につきましては施工致します距離に大差なくても使用致します機械や埋設致します管の種類、口径、その他埋設の深さまた設置致します立坑の大きさ、規模によりましても金額的には差が生じるという事がございます。また、特に同じ口径の推進工法何かですと、施工するにいたしましても土質や地下水の状況によりまして使用する機械の種類が異なってきます。そういった事から金額に差が生じるという事もございますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

飯高委員 口径工法延長という事で、また立坑の数が8ヶ所という事で説明をいただいたんですけども、この図面の中にできればその開削はどの部分か、また推進がどこからどこまでか、また立坑での発進と到達あるんですけど、どこにそれが位置してあるのかという事をできれば明示していただければと思うんですけども。

委員長 暫時休憩いたします。

(午前9時32分 休憩)

(午前9時34分 再開)

委員長 再開します。谷口課長。

下水道課長 それでは詳細の図面につきましては今後もっと詳しく書いた図面を事前に提出させていただくという事でご理解いただきたいと思えます。今回、この工法の選定なんですけれども、まず推進工法につきましては服部道の取り合い部分、投入点、流域下水道との接続点から620.3m、国道を横断しまして龍田の街道ございますが、龍田神社の所でカーブしまして錦ヶ丘に上る所と合流点まで、そこまでが推進工法で施工致します。それから長田住宅、町営住宅の前まで約114.5mになりますが、開削工法で施工するという事でご理解いただきたいと思えますのでよろしくお願いいたします。

委員長 他にございませんか。  
これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第23号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、議案第24号、平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)を議題といたします。  
理事者の説明を求めます。

下水道課長 議案第24号、平成16年度、斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その2)であります。まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

下水道課  
長

去る5月24日に郵便による指名競争入札を執行した結果、生駒郡斑鳩町興留2丁目3番21号宮崎建設株式会社が落札し、4,987万5千円で契約の議決をお願いするものであります。添付いたしております地図をご覧くださいませでしょうか。

工事の概要であります。阿波2丁目地内町道306号線と県道天理斑鳩線との交差点付近にございます流域下水道竜田川幹線No.15接続点より東に向けて、道路拡幅改良された部分に施工いたします。施工の規模は、口径200mmの推進工で延長180.5m、口径200mmの開削工で延長95.1m、立坑築造工が5個所の管渠築造工事で工事予定期間は、議会の議決をいただき平成16年6月21日より平成16年10月28日までの130日間でございます。

工事の部分的な説明ですが、ほぼ投入点から180.5m東向きに推進をすると同時に、サービス管といたしまして開削工法で95.1m施工するという構造でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第24号の説明とさせていただきます。よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認たまわりますようお願いいたします。

委員長

説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

これをもって質疑を終結いたします。  
お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって議案第24号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

暫時休憩いたします。

(午前9時40分 休憩)

(午前9時44分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、議案第25号、平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)を議題といたします。理事者の説明を求めます。

下水道課  
長

議案第25号平成16年度斑鳩町公共下水道管渠築造工事請負契約の締結について(その3)であります。まず、議案書を朗読いたします。

( 議案書朗読 )

下水道課  
長

去る5月24日に郵便による指名競争入札を執行した結果、生駒郡斑鳩町稲葉車瀬2丁目6番8号株式会社二隆建設が落札し、7千938万円で契約の議決をお願いするものであります。添付いたしております地図をご覧くださいませでしょうか。

工事の概要であります。小吉田2丁目地内青木診療所西側交差点より町道401号線服部道を東に向けて服部川西づめまで、そして服部川東づめから服部1丁目地内区画整理東側交差点付近まで、口径200mmから口径250mmの推進工で延長145.5m、口径200mmの開削工で延長484.3m、立坑築造工が4個所の管渠築造工事で工事予定期間は、議会の議決をいただき平成16年6月21日より平成16年11月17日までの150日間でございます。

また、当工区と議案第23号でご説明いたしました龍田北汚水幹線1工区との接続工事につきましては、当工区の工事行程と整合を取るなかで、本年度中に発注し完了する予定でございます。

工法の概要でございますが、青木診療所前から小吉田住宅西側まで推進工法で145.5m、残りにつきましては開削工法で484.3mという工法でございます。

以上、簡単ではございますが、議案第25号の説明とさせていただきますが、議案第23号、議案第24号いずれの工事におきましても、地下埋設物が輻輳し、道路が狭隘で交通量が多い市街地区間の施工となることから、安全面に対しましては、特に注意し施工するよう心がけてまいりますので、よろしくご審議賜り、何卒、原案どおりご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

木澤委員 今説明いただいた中で私、聞き逃したのかも知れませんが、これは郵便入札ではないんですか。

下水道課 郵便による指名競争入札でございます。

長

委員長 他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。よって議案第25号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長 次に、認定第3号、町道認定についてを議題といたします。理事者の説明を求めます。

建設課長 認定第3号、町道認定についてご説明をさせていただきます。まず初めに、議案書の朗読をいたします。

( 議案書朗読 )

建設課長 また、参考資料を添付いたしておりますので、ご覧いただきまして、ご審査の上よろしくご承認賜りますようお願いいたします。

委員長 説明が終了しましたので、質疑をお受けいたします。

飯高委員 町道認定と境界確認についての事なんですけど、実際町道認定されている所の底地がまだ町に移管されていないという場所がございます。その事によって認定道路に接する建家が実際底地の持ち主の時に明示の時に行かなければならないという不都合があるんです。また、以前にそういう形でされてて、代が代わる事によって認識されてなかった場合において、トラブルが発生する可能性が出てくると思うんですけども、今後そういった事はないようにしていただきたいんですけど、現在においてははないと思うんですけど、町道の底地の事についてお聞きしたいと思います。

建設課長 町道の認定している路線で、底地が整理できてないという形でありますけれども、これにつきましては現在平成6年からそういった町道認定の中で底地が町有地になっていない分もたくさんあります。今日迄その整理に努めてきたところであります。ただ、今おっしゃるように町にご寄付いただけないという状況もございます。また、これは個人さんがお持ちの方、開発なりそういった土地利用をされた業者さんがお持ちの方がおられまして、我々はそういった機会を捉えまして、地権者の方に町道認定されている関係もありまして、ご寄付いただけるように、機会を捉えましてお願いしているところであります。ただ、そういった中でも特になかなかお話にのっていただけない、また色ん



な手続きの関係でなかなか難しい面がございます。特に相続関係が絡んでくるとなかなか関係者の方のそれぞれの同意も必要になってきますし、そういった事を含めまして我々、年次、その年に今申されましたように境界の確認とかそういう機会を捉えまして地権者にご協力の依頼をしている所であります。これにつきましては、順次そういった形で機会の時にお願ひもし、手続きをしていきたいと考えております。

飯高委員 実際どれだけの延長があるのか、という事をお聞きしたいんですけど、その箇所と延長ですか、資料がございましたらよろしくお願ひします。

建設課長 町道の認定している所につきましてはですけども、これにつきましては登記の筆数という形でご報告をさせていただきたいと思ひます。先ほどもありましたように、平成6年からこういった底地の整理をさせていただいてますけれども、その当時は961筆がございました。今現在平成15年末で見ますと737筆が残っているという状況です。ですからそういった件数が残っておりますので、延長というのはなかなか難しく資料の中では持ち合わせておりません。

飯高委員 先ほど問題はなかった云々という事で言われたんですけども、過去においてそういった事でトラブルになったとかで、何かお聞きはなっていないでしょうか。

建設課長 町としてのトラブル、町と認定している関係でのトラブルというのは以前に1件、私の記憶の中では1件ありました。ただ、境界の関係になりますので、それぞれ権利者の方が権利発生しますので隣接する個人の宅地の方とその方の関係については、特に新興住宅と言いますか、そういう所については構造物もありますし、ある程度スムーズにいけるの違うかなという風に思ひますけれども、ただ、古くからあつて境界が分からないという形のものについては、なかなかそういった

事で個々の関係の方についてのトラブルと言うのか、そういった難しい、境界確定が不調になったというケースも表れるのではないかなと思いますけど。

飯高委員 この事についてはまたそういったトラブルがないように、早期解消の仕方をよろしく願いいたします。以上です。

吉川委員 飯高委員の質問と関連するわけなんですけれども、230件程解決していただけてますけど、この進み具合どうも疑問視するわけです。もうちょっと計画性をもった進め方をしないと、特に長引いていく程、先ほど難しい点、私もそれに実感しているのでよく分かるんですけれども、相続人がいくらでも増えていきますねん。だから出来るだけ早い機会にやっておかないと、・・・についてもあそこをやってもらってから向こう全然進んでませんやろ。あんな何件ありますの。5、6件しかないと思う。これが全然進んでませんやん。もうちょっとここやったらいけるな、今の中にやっておかないといけない、という検討をしてこういう事については、飯高委員おっしゃるように、平成6年とおっしゃってるけど、その前から私は整備してほしいという事で、そこへ一人割り当てしてもらって、担当員置いてもらってまでやってもらってました。もうその人は皆辞めておられるけど、それしてもらってもこんな状態ですやんか。だからこれをやっておかないと、後の公共下水道の中で聞こうと思ってましてんけど、やっぱり下水道入れる時にも先ほど心配しておられる、個人やんか、こんな入れてもらったら困るとかいう事になっていくと思うんですよ。だからこういう言い方して悪いかも分からないけど、自分居てる間はなにしておいたらいいわ、という考えは絶対捨ててもらって、自分が居てる間に解決する、という位の意欲をもって私はやって欲しいなと思います。これはお願いだけにしておきます。それからもう1点、この564号線を例にとってお尋ねしたいんですけど、町道認定にはいいんですけども、ここに下水管入ってると思うんですよ。都市計画課として下水道

の区域に入ってますわな。そこへ配水管入れられる、その配水管の計画についてはちゃんと把握し、今度下水管入れる時にはその配水管は触らなくてもやれるような指導をして欲しいと思うんですよ。ここには564号線の地域は、それはどういう指導されてるのか関係ないのか。分かりにくいかな、道作らほりますやんか、そこへ開発業者が勝手と言ったらいけないけど、図面は確かに都市計画課に出すのか郡山土木へ出すのか分からないけど、やるわけですよ。そしたらそこへ配水管ぱっと入れておかれて、今度下水管入れようと思ったならまたやり直さないといけない、という事が生じてくると、水道管も同じだと思うんですよ。水道管やっぱり入れてもらって下水管入れる時にまたよけないといけない、計画区域に入ってなかったらいいけど計画区域に入ってるわけです、22年までに何とかしたいという事を皆さんおっしゃってもらっている所です、ここは特にね。だからそういう所については特に私はそれも配慮した指導をできないものかなと思います。よく見ると水道管はしないといけないわ、これは前に入ってるやつだからどうにもならないと思うんですけど、しかし最近入れたやつについては、そこら辺は連携とってきちっと指導していただいて、あんまりたくさん金要る所については、仮に町からある程度出しても今やっておくべきだと思う。そうでないと今度やる時にまたたくさん金出していけないといけないという状況が見られますので、その点はどうですやろ。

都市整備  
課長

新たな開発とかそういう部分については当然事前協議という事で町の方に計画について提出されますので、それを関係する各課、下水道課、建設課、環境対策課、いろんな方面、文化財から全部、一定の図書を全部出さす。それを持って各課に渡させてもらって、下水道計画なり、道路改良計画なり、その辺の部分についてチェックしてもらった中で開発協議を進めていくという事にしておりますので、先般の区画整理についても協議をさせてもらいながら、やってきまして、下水道の管も整備をしてきてもらっているという状況がございます。当然

そういった対応で今後もやっていきたいと、このように思っております。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。本件については当委員会として原案どおり認定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。よって認定第3号については当委員会として満場一致で可決すべきものと決しました。

委員長

次に、陳情第2号、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情書を議題と致します。

この陳情書について、事務局長より朗読をしていただきます。

( 陳情書朗読 )

事務局長

陳情の主旨について裏面の方でご報告させていただきます。この陳情書につきましては5月20日に議長宛に郵便で送付されてきたものでございます。陳情主旨につきまして朗読させていただきます。

( 陳情趣旨朗読 )

事務局長

以上です。緊急雇用対策の雇用創出の特別交付金制度につきましては参考資料としてお手元に配布させていただいておりますので、ご審議の程よろしくお願ひしたいと思います。

委員長

朗読が終わりました。この陳情書の取扱いについて、委員皆さんよ

り、質疑ご意見等をお受けしてまいりたいと思います。

木澤委員　　これまで町としてこの事業に行なってきた実績ですね、それとどんな効果があったのかお聞きしたいと思うんですけど。

観光産業課長　　今までの分という事でございますけれども、斑鳩町におけます平成15年度のこの事業に対する概要について説明させていただきます。15年度の方ですけども、斑鳩町ホームページリニューアル事業というのと、福祉サービス現況調査、ITパソコン講習事業、水道管路情報構築事業、という4つの事業がされておりまして、合計で2,748万2千円、この場合の新規雇用は22人という事になっております。平成16年につきましては福祉サービス現況調査、ITパソコン講習事業、水道管路情報構築事業という事で合計4,495万1千円という補助を受けて実施しております。16年の新規雇用につきましては33名となっております一定の効果があったものであると考えております。

木澤委員　　今町の方でも効果があって、新規雇用が15年度24人という16年度で33人見込まれてるという事なんですけど、町としてもやってきて有効な取り組みであると思いますので、ここに意見書の案を置いていただいていると思いますけれども、委員会としても採択する方向で取り扱っていただきたいと思います。

飯高委員　　この雇用に対してはいろんな事業があると思うんですが、特に推奨事業というのはあるんですか。

都市建設部長　　この事業に関しましては地方自治体が交付金を使って事業を実施するにあたり、具体的に国の方が推奨事業の例を示しております。かなり細かく分かれておりますので、大きな取りくくりだけ説明させていただきますと、教育文化に係るもの、環境に係るもの、治安

防災に関係するもの、福祉保育に関係するもの、地域振興に関係するもの、以上でございます。

飯高委員 分かりました。

委員長 他にございませんか。

これをもって質疑を終結いたします。

本件については、のちほど休憩を取って取りまとめをしたいと思いますがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。本件については後程取りまとめをさせていただくことと致します。

ここで、お諮りいたします。陳情第2号については委員会として休憩をとって取りまとめをさせていただくことと致しておりますが、他にも案件がありますので、審議の順序を変えて他の案件を先に審議し、終了後に陳情書について取りまとめを行うという事にしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。それではそのように進めさせてもらいます。

次に、継続審査について審査することと致します。

(1) 公共下水道事業に関することについてを議題と致します。

理事者の説明を求めます。

下水道課 それでは、継続審査であります公共下水道に関することについてご説明させていただきます。

まず、県が施工いたしております流域下水道事業の5月末時点にお

けます、進捗状況でございますが、中継ポンプ場築造工事について、このポンプ場に設置されます電機設備、機械設備、また、竜田川幹線管渠第4号工事、稲葉車瀬の発進基地から三郷町勢野東までのシールド工事につきましても事前の委員会でご報告させていただきましたとおりで、すべて、順調に工事が進められているところでございます。

次に、平成15年度末整備区域及び平成16年度に町が整備を進める予定区域の説明をさせていただきます。

資料2-1をご覧くださいませでしょうか。

まず、赤く実線で縁取りしておりますのが都市計画決定区域で493ha、青く一点鎖線で縁取りしておりますのが、事業認可区域で245haの面積があり、平成22年度まで整備を進める予定の区域でございます。

地図の中で黄色く着色しております区域が平成15年度末整備済み区域で、整備済み面積で、約85ヘクタールでございます。

次に平成16年度に整備を予定しております区域のご説明をさせていただきます。まず、事前委員会におきましてご報告させていただきました発注済み箇所、および、先ほど説明いたしました、本議会に契約議案として上程させていただいております3つの工区をはじめ、阿波2丁目地内、法隆寺2丁目地内及び小吉田2丁目地内の合計6つの工区に加え、法隆寺1丁目・2丁目地区、龍田北1丁目地区、阿波2丁目地区及び小吉田1丁目地区におきまして総面積約16ha、管渠総延長約4,700mの面的整備をすすめていく予定でございます。そのことから、平成16年度末には面的整備で約101ha、管渠延長で約29kmが完了することになります。

次に、供用開始にむけての準備事項について説明いたします。

このことにつきましては、平成16年3月末で、整備が完了いたしております自治会の説明会をすべて終えたところでございます。今後、整備を進めると共に供用開始にむけての説明会も並行して進めてまいりたいと考えております。

また、資料2-2に供用開始にむけてのスケジュールをお示しさせ

ていただきました。主な作業といたしましては、供用開始に向け、表内3段目に表示しております、県との調整をはじめ、6段目に表示しております改造資金融資あっせん及び利子補給に関して町内金融機関との調整、また、8段目に表示いたしております、料金徴収システムに関して上水道課との協議など、平成17年4月に供用開始ができるよう事務的な作業を整理いたしました。この作業スケジュールに基づきまして、供用手続や供用作業が順調に進められるよう努力してまいりますのでよろしくお願いいたします。

また、資料2-3でございますが、斑鳩町排水設備指定工事店一覧を添付させていただいております。平成16年4月現在の登録済み業者でございますが、町内業者27社を含め合計37社が登録いたしております。

本年度も、来年2月に指定工事店の申し込みの受付をし、まだまだ業者数は増えることになるかと思われませんが、水洗化促進に対しまして十分活躍していただけるよう指導してまいりたいと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

以上簡単ではございますが公共下水道に関することについての報告とさせていただきます。

委員長 説明が終わりましたので、質疑をお受け致します。

飯高委員 資料2-2なんですけれども、下水道台帳について書かれてあるんですけど、下水道台帳というのはどういった形のものか、例えば以前であればマイラーに図面を書いてしたりするのがあるんですけども、今現在においてはG S Iでキャドに取り込んで管理していくという形のものがあると思うんですけども、どういった形のものを考えてますか。

下水道課長 ご質問ございました下水道台帳につきまして、まずシステム化しております。ですからパソコンの方に取り込みまして今ご説明ありまし



たように、G S I、衛星システムに取り込む事によって地図の座標を合致させて網羅しておるような図面で作成させていただいております。

吉川委員 残の134ヘクタールをこれから7年、22年までに完成したいというこの前のお話だったんですけれども、この青い枠で囲ってある所だと思っんですけど、地域割というのか工区割というのか、17年にはこの地域を予定、18年にはこの地域を予定、というような計画図面は計画書はできてますの。22年までです。

下水道課長 校区割と言いますかその地域としての計画は立てておりません。

吉川委員 22年度まで134ヘクタールをやるとする中で、この前にもちゃんと予算確定する中で考えていくという事なんですけれども、やはり計画性をもって示してもらわないと、今どこを、次やってもらえるのか、また次どこやってもらえるのか、分かりませんわな、これでは。今発注された所、それから6路線ですか、やられるようなんですけど、その周囲を主立ってやっていかれると私は思うんですけど、そういう、次はここやろう、次はここやろう、という計画を是非とも立ててやっていかないと、思いつきばったりでは絶対やっておられないと思うんですけど、ある程度計画持ってここまで何とか頑張ろうという事をやってもらわないと、7年経ったら後の134ヘクタールもやります、という事では。

上下水道部長 前回もご質問ございました。課長の方から答弁ありましたけれども、担当としては内部的には持っているんです。ただ、皆さん方の前に資料として出す段階ではまだないという事でご理解いただきたいと思います。町としても前回お答えさせていただきましたように、22年までにやるには、この年度はこれだけの予算、この年度でこれ位の予算、というのは内部的には持っております。それを出せる段階に来たら、

例えば17年、来年度につきましてはこことここをさせていただきます、というのはこの委員会でも出していきたいと考えておりますのでご理解をいただきたいと思います。

吉川委員 17年度の計画はいつ頃委員会に示されますの。

上下水道部長 遅くても12月定例会中の委員会までにはお示しをさせていただきます。

吉川委員 17年度についてはね。

木澤委員 今の吉川委員の意見に関連して、私の方もやはり住民の方からいつ工事にかかってもらえるのか、という不安の声がありますので、なるべく住民の方に分かり易いような計画の示し方ですね、なかなか出せないと今おっしゃったんですけれども、なるべく不安のないような形で計画進めていっていただくように、意見として申し上げておきます。

吉川委員 この黄色の所、もうちょっと増える、16年度末までの16も増えるわけなんですけれども、説明に行ってもらってる中で供用開始に向っての何か問題点というのか、地域また個人から、極端に言うところなんに入れてもらったら困るとかね、そういう問題点はないですか。

下水道課長 やはり改造資金的な問題、それらの質問については必ず出るものがございます。それと改造の期間ですね、いつまでに改造したらいいのか、という質問ございます。しかしながらそれにつきましては住民さんに対しまして不安が及ばないような説明でご理解いただいている状況でございます。

吉川委員 色々努力していただいておりますので、今後も住民には丁寧に説明していただき、できるだけ皆さんがご加入いただけるように最善の努力を

していただくようお願いしておきます。終わっておきます。

委員長

他にございませんか。

ないようですので、これをもって質疑を終結いたします。

ここで、お諮りいたします。本件については当委員会として、閉会中も引き続き審査を要することとして、継続審査案件の取り扱いをさせていただきますと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。

公共下水道事業に関することについては、当委員会として閉会中も引き続き審査を行うことと致します。

議長におかれましては、継続審査の手続きをとっていただけるよう、お取り計らいをお願いいたします。

本件については説明を受け、一定の審査をしたということで終わります。10時45分まで休憩したいと思います。

(午前10時25分 休憩)

(午前10時45分 再開)

委員長

再開いたします。

次に、各課報告事項について、(1)議案第21号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)についてのうち、当委員会所管に関するものについて理事者の報告を求めます。

藤本課長

議案第21号、平成16年度斑鳩町一般会計補正予算(第2号)について、都市整備課所管に係りますものについて説明をさせていただきます。

4ページをお開き願います。債務負担行為の補正でございます。当

初、J R 法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金、20億6,200万円を計上させていただいておりましたが、町の事業として実施することになります自由通路新設工事とそれに伴いますJ R の駅舎整備とそれぞれ事業主体が異なることになりまして、これら事業費を明確にするためにJ R 法隆寺駅自由通路新設工事委託料として限度額6億2,880万8千円を追加させていただきまして、J R 法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金について20億6,200万円から14億3,319万2千円に変更をお願いをいたしております。また、期間につきまして、当初平成16年度と17年度の2ヶ年といたしておりましたが、J R と詳細について協議する中で16年度から18年度の3ヶ年を要するというので、期間についても平成16年4月1日から平成19年3月31日までと変更させていただいております。

続きまして、7ページをお開き願います。歳入の関係でございます。第17款寄附金、第1項寄附金、第1目寄附金の都市計画費寄附金であります。斑鳩町開発指導要綱の改正前、平成16年1月21日付にて受付をいたしました共同住宅の施設協力金、14戸分280万円の納付がございました。それに伴います補正をお願いするものでございます。

10ページをお開き願います。歳出でございます。第7款土木費、第4項都市計画費のJ R 法隆寺駅周辺整備事業でございます。基本設計を進める中で、事業費を明確にということから、J R 法隆寺駅駅舎橋上化工事負担金5千万円を減額いたしまして、J R 法隆寺駅自由通路詳細設計委託料3,550万円、J R 法隆寺駅広場等詳細設計委託料1,450万円として振替をお願いするものでございます。

以上が都市整備課所管の平成16年度斑鳩町一般会計補正予算（第2号）の内容でございます。よろしく願いいたします。

委員長

報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（２）報告第６号、平成１５年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）のうち、当委員会所管に関するものについて理事者の報告を求めます。

建設課長 報告第６号、平成１５年度斑鳩町繰越明許費繰越計算書の報告について（一般会計）であります。

本件につきまして建設課所管に係りますものについてご説明申し上げます。議案書の次のページをお開きいただきたいと思います。

第７款土木費、第２項道路橋りょう費、事業名、道路新設改良事業、金額３７９万２千円、翌年度繰越額３７９万１，７２０円であります。財源内訳といたしましては一般財源として全額であります。

この関係につきましては、道路新設改良工事に伴いまして用地買収を行う中で契約後、工事着手をいたしました。が、契約者本人がお亡くなりになった関係によりまして、相続が発生いたしました関係によりまして、諸手続ができず、用地費精算金の繰越をお願いするものであります。

都市整備課長 続きまして、都市整備課所管に係ります内容について説明をさせていただきます。

第７款土木費、第４項都市計画費の法隆寺藤ノ木線整備事業につきまして、関西電力及ＮＴＴの電線共同溝への入線作業につきまして、１，０４２万３千円の繰越明許費の設定をさせていただいておりましたが、１，０４２万２，４７９円を繰越をさせていただくというものでございます。財源については全て一般財源となっております。繰越明許費の計算書の内容でございます。よろしくお願いたします。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（３）町営住宅募集について理事者の報告を求めます。

建設課長 町営住宅の入居者募集についてであります。内容についてご報告させていただきます。

先の委員会以後の状況であります。５月３１日に町営住宅入居者選考委員会を開催しまして、受付件数１５件の申込者のご審査を行っていただきました。ご審査の結果、委員会の具申として、斑鳩町町営住宅条例第９条第３項によりまして、順位が決定しがたい旨の具申書をいただいたところであり。町といたしまして、具申書の内容どおり、公開抽選として決定いたしました。公開抽選を６月１４日、月曜日に行い、入居者を決定してまいりたいと考えております。

以上が、町営住宅の入居者募集についてであります。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

（ 質疑なし ）

委員長 次に、（４）斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱（案）について理事者の報告を求めます。

下水道課長 それでは、斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱（案）についてご説明させていただきます。

まず、事前の委員会でお渡ししました要綱案をお持ちでしょうか。

それでは、公共下水道が供用開始していく上で、浄化槽設置家庭については水洗化促進に対して大きな阻害要件をそなえているとも考えられ、それらを勘案した上で、不用になった浄化槽を有効に無駄なく利用していただく手法について検討を進めてまいりましたが、公共下水道整備後に不用となる浄化槽の利用方法について、手法がまとまりましたので、要綱（案）としてまとめ、当委員会におきましてご相談

をおかけするところでございます。

斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱（案）でございます。

まず、第1条では目的を定めており、平成17年度に公共下水道が供用開始することから、公共下水道に接続することにより不用となる公共下水道整備区域内の浄化槽を雨水貯留施設に転用し、雨水の有効利用を行うものに対して、その転用に要する費用の一部を町が補助することにより、雨水活用による上水道の負担軽減及び降雨時の内水対策に寄与することなど、水資源の活用を図ることを目的とするものでございます。

次に、第2条ではこの要綱中の定義を定めており、特に第4号におきましては、補助事業としての、補助の対象範囲を示し、公共下水道の整備により不用となる浄化槽を雨水貯留施設に転用するために、汚泥の除去と消毒、浄化槽内部の不用部品の撤去、雨水集水配管工事、ポンプの設置に係る工事を定義させていただいております。

次に、第3条におきましては、補助の対象者を定義し、公共下水道を使用することにより不用となった浄化槽を雨水貯留施設に転用するための改造工事を自ら負担して行うものと定めております。

次に、第4条におきましては、補助金の額を定めており、その額でございますが、改造工事に要した額の2/3、ただし、上限は10万円と定めております。

また、その財源についてでございますが、町がこの事業を行う場合、国庫補助制度があり、町の補助額に対しその1/2、ただし総費用の1/3を限度とし国から補助金がおりの制度でございます。

次に、第5条におきましては、補助金の交付申請について定めており、必要書類他、申請の時期について定めさせていただいております。

次に、第6条におきましては、補助金の交付決定及び通知について定めさせていただいております。

次に、第7条におきましては、申請の取下げ、第8条におきましては、申請内容の変更について定めております。

次に、第9条実績報告におきましては、補助事業が完了したときの

補助事業実績報告書の提出について定めており、第10条では、補助金の確定、第11条では、補助金の交付及び請求について、また、第12条におきましては、交付決定の取消し、第13条におきましては、補助金の返還、第14条におきましては、維持管理等について定めさせていただきます。

最後になりましたが、要旨を朗読させていただきます。

( 前回委員会提出資料により要旨朗読 )

下水道課長 以上、簡単ではございますが、斑鳩町浄化槽雨水貯留施設転用補助金交付要綱（案）の説明とさせていただきますが、全国的にも実施市町村は少なく、奈良県内では実績はありませんが、公共下水道整備後に不用となる浄化槽を活用し、官民一体となった内水対策に取り組み且つ、水洗化の促進に繋がる同制度の活用に取り組んでいきたいと考えておりますのでよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

委員長 報告が終わりましたので質疑、意見があればお受けいたします。

木澤委員 この補助の対象ですね。ここに自ら負担を行なう者という風に書いてるんですけども、合併浄化槽、集中浄化槽の考え方について少しお聞かせいただきたい。

下水道課長 これにつきましては、あくまでも個人及び事業者が管理する浄化槽を改造するという事でございますが、合併浄化槽あくまでも一団体が管理する浄化槽については対象としておりませんのでご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

木澤委員 団体が使ってる物は補助の対象にならないという考え方ですね、もう少し詳しくお聞かせいただけますか。



下水道課長 例え自治会で管理されております集中浄化槽など、規模が大きくなってきます。そうした事からももちろん改造するにあたりまして費用が多分にかかってくるというデメリットがまず一つございます。それと最終的には維持管理という事につきましても住民さんの負担が今後また続いていく事となります。集中浄化槽をなくす自治会としても、今までご意見聞かせていただく中で、集中浄化槽をできるだけ自治会から手放したいというようなご意見もございます中で、公共下水道に接続する事によって、集中浄化槽の管理、メンテナンス費用がなくなってくる、そういった事から住民さんにすれば、仮に対象として補助もらって、補助と言いましても10万円マックスとなりますので、多分な費用をかける事によって改造したといたしましても、最終的にそれ以上の管理費用がかかってくるというような事で、あくまでもこれは個人に対しての補助、助成制度という事で団体に対しては補助の対象に該当させておらないという事でございます。

木澤委員 町の考え方を示していただいたんですけれども、雨水流量ですね、これちょっと私も調べさせてもらったんですけど、町として合併とか集中浄化槽に対する補助を出してる所を私も探したけど見つからなかったんですけど、市としては集中浄化槽とか合併浄化槽に対しては補助を出してる所はあったんですよ。町としてできるかどうか、という事はありますけれども、今ある合併浄化槽を雨水を貯めるという方向に使って、内水対策に充てるという考え方について、先日もそうでしたけれども、集中豪雨的な今の傾向がある中で、実際に町に降ってきた水をそのまま川に流してしまうのではなくて、貯めていける方向というのは、直接今の集中豪雨の対策としてはすごい効果的ではないか、と考える中ではなるべく町の方から発信して行って、集中浄化槽を持つてはる所でもできたら協力いただきたいという考え方で、そういう方向も検討いただけないかなという風には考えるんですけど、自治会、団体が管理してる所がそういう風に申し出てやりたい、と言ってきた

時には今後そういう対応は考えていただけるのかどうか、という事を少しお聞かせいただきたいと思います。

上下水道  
部長

まず第一点に集中浄化槽、例えば団地に集中浄化槽ありますよね、そこに雨水だけを集める工事をしようとした時に、相当なお金になると考えられるんです。そこへ間違っただけで例えば家庭雑排入れられる可能性もありますし、それらをその団地で、またはその貯めた雨水を団地の中で誰が散水に使うか、また大雨の前に誰が放流して空にしておくか、という維持管理の問題もあります。発想としては非常によいと思うんですけど、果たしてそれをやった時に後、どう維持管理していくか、またその工事費を誰が負担するかという問題にもなってきますので、将来的には色々問題になるとは思いますけれど、現在ではここには入れてないという事でご理解いただきたいと思います。

木澤委員

実際にお金がかかるものですから、そういう風に団体の方が言って来られるかどうかという所ですね、本町としてはないであろうという風に考えているという風に、直接的ではないですけども、そういう風に考えておられるという事でこちらでも理解しておきたいと思えます。町の方としても補助金出してる10万円というのは、比べる中でも上限多い金額出していると思うので、今後も雨水貯留の対策ですね、非常に今回の、先ほども言いましたけれども集中豪雨に対しては効果的だと思いますのでその浄化槽から雨水貯留に転換するという考え方からさらに発展させた、雨水浸透枡という物の設置についてもまた今後検討いただきたいと思いますという風に少し付け加えさせてもらいます。

吉川委員

まず、雨水貯溜施設に転用する為の改造費ですね、平均というのか大きさは施設によって違うと思うんですけど、約どれ位かかるのか検討された事があるのか、もし分かっているなら教えていただきたい。それからこの補助金交付申請書1から5までありますね、その制作費と

いのはどれ位かかるのか、皆自分でやれたらいいのだけど、業者に任すと。そしたら業者はやっぱりタダではできませんわな、それはどの位かかるのか、統一して業者に指導していただけるものか、その費用は転用の補助金の中へ入れられるものか、補助事業4番の所にはそういう事謳ってないので、その2点聞かせてください。

下水道課 長 まず改造費用についてどれ位かかるか、という事でございますが、だいたい試算いたしますと、15万から18万の間位でうちの方の試算は出ております。そして申請費用につきましてですけれども、基本的にこの浄化槽転用の申請につきましては、公共下水道の接続の申請の時に同時にさせていただくというような事で考えております。ですから申請手数料云々と言いますのは業者の方の裁量にも寄りますけれどもそれは工事費に含めた形で考えられるという事でご理解していただきたいと思えます。

吉川委員 現在、説明だけで申込というのはまだ取りつけておられないんですか。もし、その中でうちは、この説明もしてもらってるわけですね、まだ委員会に出してないので説明してないとおっしゃるのか、これから説明するとおっしゃったら、今の回答はできないと思うんですけど。希望者がどれくらいあるのか、もし参考までに分かっていたら教えていただきたい。

下水道課 長 今まで説明会3月末までに毎月毎週行かせていただいていた中で浄化槽の利用について質問があります、確かに。質問があった場合にこういう利用の方法があります、というようなアドバイスはさせていただいております。しかしながら、要綱の設定というのはこれからになりますので、確たる額的なものとかそういうものについては説明を避けさせていただいておりますけれども、有効な利用方法があるというアドバイスはさせていただいている状況でございます。

委員長

他にありませんか。

ちょっと1点しません。

9条、10条の内容をクリアした後に13条に掲げられてる事というのは、起き得る可能性というのがありますのか。それとこんな融資じゃないんですからね、まあ言ったら取り消した後に既に補助金が交付されてる時は期限を定めて、ではなしに早急に速やかに返還してもらうものだと思いますけど、この13条のこういう事は起き得る可能性はあるのかないのか。

下水道課  
長

まず、交付決定の取消、12条から触れさせていただきます。交付決定の内容等に違反という事につきましては、基本的にまず工事が終わりましたら町の方から公共下水の配管と雨水管配管の検査に入ります。そして決定書を発行しますので、誤設とか、そういうような違ような配管工事に関する違反に関してはその時点で、摘発と言ったら言葉は悪いですけど、確認する事はできます。もしそれで間違っような事になっていけば、町の方から指導して是正していただくと。なおかつそれで無理な場合は補助金の交付決定を取り消すというような事に至るという文言でございます。そして最終的には維持管理につきましては、やはり適切な維持管理をして頂くというような誓約書もしくは交付決定条件というのを付記しておりますので、それに反する事、まず滅多にないという推測はしておりますけど、よっぽどな事があれば、この条文を発令するという事でご理解いただきたいと思ひます。

委員長

それともう1点、この期限を定めてという期限というのはどういう期限で考えておられるのか。

上下水道  
部長

ここの文言で速やかにといたします、また速やかに何日間になっておりますので、要綱を決める場合、期限を定めてという文言を入れますと、返還命令を出す時にいついつまでに返しなさいという事で、2

週間以内ないしは3週間以内という、期限を入れられますので、そういうメリットがありますので、あえて期限を定めてという文言にいたしております。

吉川委員　もう1点ちょっと聞かせていただきたいんですけれども、一つの例が紅葉ヶ丘の浄化槽なんかは一番下の方にありますわな、誰の土地になっているのか私は分からないけど、ああいうのを利用して、個人の土地だったら無理だと思うんですけれども、皆の土地だったらあれを防火水槽にするとか、そういう考えは町としてもっておられるのか、これは下水道課だけではなくて、町全体になってくるんだけどね。たまたま私、どこにあの地区には防火水槽あるのかちょっと分かりませんけれども、もし極端に言ったらあの近くに防火水槽ないんだと。あれを止めたら、そんなに多くの工事費は私は要らないと思うんです、専門家ではないので分かりませんが、もし経費があれでいって、また地域の皆さんの財産であったら開発の時にもらってるというのか、出来るのであれば、私はやっぱり防火水槽に転用してもらおうような方法をね、ちょっと改造費要るかも分かりませんが、一度検討してもらえるか、それは検討したけど無理だったと言うのか、考え方あったら聞かせていただけますか。

総務部長　一般的に防火水槽の設置につきましては、弱点地域という事の中で、そういった場所を決めて整備させていただいてるという中で、毎年だいたい1基ずつ整備させていただいているという所でございます。今申し出の場所につきましては、色々な条件整備をしていかなければならないかと思っておりますけれども、そういった地域の中で条件が合えば候補地としても出来るのではないかと。ただ、構造的にいけるかどうか、手を加えなければならぬとか色々な、全部検討は合わせてやらないといけない、という事もあると思っておりますけど、そういった状況でございます。

吉川委員 できたら安易、経費も安くいける所があつて、条件を整えば私は是非とも斑鳩町の防火水槽とかに利用できるように、道の中に埋まっている所もあります、これははっきり言って無理な話ですね、あそこは別にあつて独立になつてるように思うので、ああいう所は他にあるかと思ひますので、ちょっと研究していただけるようお願いをしておきます。以上です。

委員長 錦が丘の住宅のように、道路の中に埋設しているのかな、あれは最終的にはどういう形になるのか。

建設課長 今、ご指摘のように、道路の下に現在浄化槽が何基かございます。公共下水道が通ってきたら、その道路の下の関係については不要になってくるという形ですので、当然、撤去ということになってくるかと思ひます。

委員長 その撤去をする費用は住宅の皆さんで、それとも町道の下だから町でされるんですか。

建設課長 本来施設については、現在地域の住民の方が管理されているという形ですので、私ども、道路管理上については、道路の中に占用されているという形ですので、当然撤去になろうかと思ひます。費用については、皆さんが維持管理されているということがありますから、住民の方でご負担いただくということになります。

委員長 ちなみに、あれを撤去しようとしたら、どれぐらいの費用が要るんでしょうか。分からなかったら結構ですが。

建設課長 工事の施工方法については、いろいろ手法があると思ひます。本来、槽が今現在、水分が入っているという状況ですので、当然、清掃なりして、管理上問題なければ、本来、砂等で埋めるという形になるだろ

うと思います。

委員長

暫時休憩します。

(午前 11 時 15 分 休憩)

(午前 11 時 17 分 再開)

委員長

再開します。

建設課長

取りこぼし等の費用は、まだ鑑定がしておりませんので、現在については判りません。

委員長

他に理事者の方から報告はございませんか。

都市建設  
部長

冒頭助役の挨拶にありました、公文書中の性別記載のある文書調査及び性別記載の削除について報告いたします。

平成 15 年 7 月 16 日に性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律が公布されまして、当町議会へも関連する陳情書が提出され、その中で、法律などで性別の記載を義務付けている文書の性別記載の必要性の見直し等についても要望されているところでございます。そういった中で、町の公文書につきましても性同一性障害に係る、町の公文書中の不用な性別の記載の削除について、昨年 10 月に緊急調査を行い、一定のとりまとめを行いました。削除の基本方針及び作業方法、日程等、統一するため、関係課 9 課によるワーキンググループを編成し、調査漏れを防止するため、全課に再調査を実施し、その調査の結果、性別削除の可否について疑義がある場合、ヒアリングを実施するなどして調査、検討を行ってまいりました。

その調査検討結果について、お手元に配布しております資料によりご報告いたします。

性別記載の削除の統一的な方針として、国や県が法令、条例等の規

定により書式を指定していなかったり、男女別の統計を求めている文書等で、町独自の判断で削除できるものは全て削除することとし、性別記載のある文書をリストアップし、資料、性同一性障害に関わる性別記載削除分類調査表のとおり、5つの区分に分類し、調査検討のとりまとめを行いました。性別記載のある公文書は全体では224件あり、その内訳といたしまして、分類番号①、法令等の定めにより、削除が困難なものは102件、分類番号②、例規等の定めあり、事務処理上、削除が困難なものは8件、分類番号③、例規等に定めはないが、事務処理上、削除が困難なものは22件、分類番号④、削除が可能であるが、例規の整備が必要なものは57件、分類番号⑤、削除が可能なものは35件となっております。

なお、建設水道常任委員会に係りますものは、建設課が所管のもので、分類番号④、削除が可能であるが、例規の整備が必要なものが1件ございます。

全体で224件の性別記載の公文書中、⑤の削除が可能なもの35件につきましては、随時削除を行う事務手続きに取り掛かることとしております。

また、④の削除が可能であるが、例規の整備が必要なもの57件のうち、条例改正を必要とするものは、福祉課で1件、住民課で1件の計2件で、9月議会に改正案を上程させていただく方向で事務手続きを行うこととしておりまして、残りの55件につきましては規則、規程、要綱等に定めがあることから、順次、改正の事務手続きを行っていくこととしております。

なお、建設水道常任委員会に係ります建設課の町営住宅同居承認申請書につきましても、速やかに斑鳩町町営住宅条例施行規則の改正を行い、性別記載の削除を実施してまいりたいと考えております。

また、削除するにあたり、電算システムも変更を伴うものも含まれますが、規則等の整備を行い、速やかに実施してまいりたいと考えております。

以上、公文書中の性別記載のある文書調査及び性別記載の削除につ



いて、簡単でございますが、その調査、検討結果の報告といたします。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、意見があればお受けいたします。

( 質疑なし )

委員長

私から1点だけ。この前、町営住宅の入居者の選考委員会で、中屋委員さんのほうから、子、何名と書いているんですが、部屋数が少ない、この子、何名については、男子か、女子かという質問がありましたが、そういう質問に関して、部長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

都市建設  
部長

選考委員会には私も出席しておりまして、そのときの委員の質問なりについては十分理解しております。基本的に、小さいお子さんの場合は特に影響ないんでしょうが、思春期以降のお子さんにつきましては、家族とはいいますものの、やはり、男子、女子で、同一の部屋で生活するということにはいろいろ弊害があるかと、そういったことで、選考のひとつの材料として性別が必要だろうと、そういう意見だったと思います。従いまして、今回、私どもの方の関係で1件、性別の削除という風に説明いたしましたが、先ほど委員長のご意見もございますので、すべてについて削除するべきなのか、或いはそういった選考上、必要不可欠な部分がある場合について、例外的にそういった部分を残していくのか、条件整備も必要と思いますので、再度この件については検討いたしたい、そのように考えます。

委員長

この件について、他の委員さんないですか。

( 質疑なし )

委員長

ないようですので、以上、これら各課所管に関する件については、

報告を受け了承をしたということで終わっておきます。

委員長 先程の陳情書の取りまとめを行いたいと思いますので、暫時休憩いたします。

(午前11時24分 休憩)

(午前11時25分 再開)

委員長 再開いたします。

陳情第2号、緊急地域雇用創出特別交付金の継続・改善を求める陳情書について、休憩中に、協議いたしました意見書案を事務局長から朗読していただきます。

(意見書案朗読)

委員長 お諮りいたします。陳情第2号については、採択すべきものと決し委員会として、別紙のとおり意見書を提出することと致したいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 異議なしと認めます。

よって、本件については満場一致をもって採択すべきものと決しました。なお、委員会として別紙意見書をもって本会議最終日に議員発議により提案することと致します。

委員長 次に、その他について、各委員から質疑意見等ありましたらお受けしてまいりたいと思います。

木澤委員 先ほど公園のことで、公園に設置している遊具の定期点検についてご報告いただきましたけども、公園で子どもを遊ばせている父母の方から、素人目にはどこを点検しているのか、修理されているのか、分からないということを聞いてますので、出来ましたら資料なんかで、説明できるようでしたら提出していただきたいと思うのですが。

都市整備課長 どの場所、どの地域の公園かということも、後ほど聞かせてもらって、説明させていただきたいと思います。

委員長 他の委員さん、よろしいですか。

( 質疑なし )

委員長 その他についても、これをもって終了いたします。

これをもって本日の案件についてはすべて終了いたしました。

なお、本日の会議の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいがご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長 ありがとうございます。

それでは、閉会にあたり助役の挨拶をお受けします。

( 助役挨拶 )

委員長 これをもって建設水道常任委員会を閉会いたします。

ごくろうさまでした。

(午前11時29分 閉会)